

いわき市風力発電関連産業参入等促進支援事業補助金

■ Q&A ■

Q1 福島県が実施している資格取得補助事業（福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）、以下「県補助事業」）やその他の補助事業との併用は可能か。

A. 可能です。ただし、本補助事業で対象となる経費は、県補助事業やその他の補助事業を活用した額を差し引き、補助対象者が最終的に負担する経費（受講料、教材費）が対象となります。

なお、県補助事業以外の支援制度を活用する場合には、各支援制度を所管する機関に公的な補助制度との併用が可能かをあらかじめご確認願います。

また、適正な補助業務遂行の観点から、併用先の補助機関との申請状況の照会や情報共有等を行う場合がありますので、あらかじめご了解願います。

【受講料、教材費 500 千円の資格等を取得する場合のイメージ】



Q2 県補助事業と併用を考えていえる場合、申請の進め方はどのようになるか。

A. 市補助事業の補助対象経費は、県補助金額を差し引き、申請者が最終的に負担する経費となります。そのため、まず、県補助事業を申請し、採択通知を受け、最終的に負担する経費（総事業経費から県補助事業額を控除した経費）が明らかになった後に、市補助事業の申請をお願いします。その際には、「他の併用補助制度の活用状況が確認できる資料」として以下の書類の提出を想定しています。

- ・ 県補助事業の申請書類の写し一式（申請した従業員、経費がわかる書類）
- ・ 県補助事業の採択通知の写し など

また、県補助事業の申請については以下の県ホームページをご確認願います。

- 「再エネメンテナンス関連産業参入支援事業の募集について」

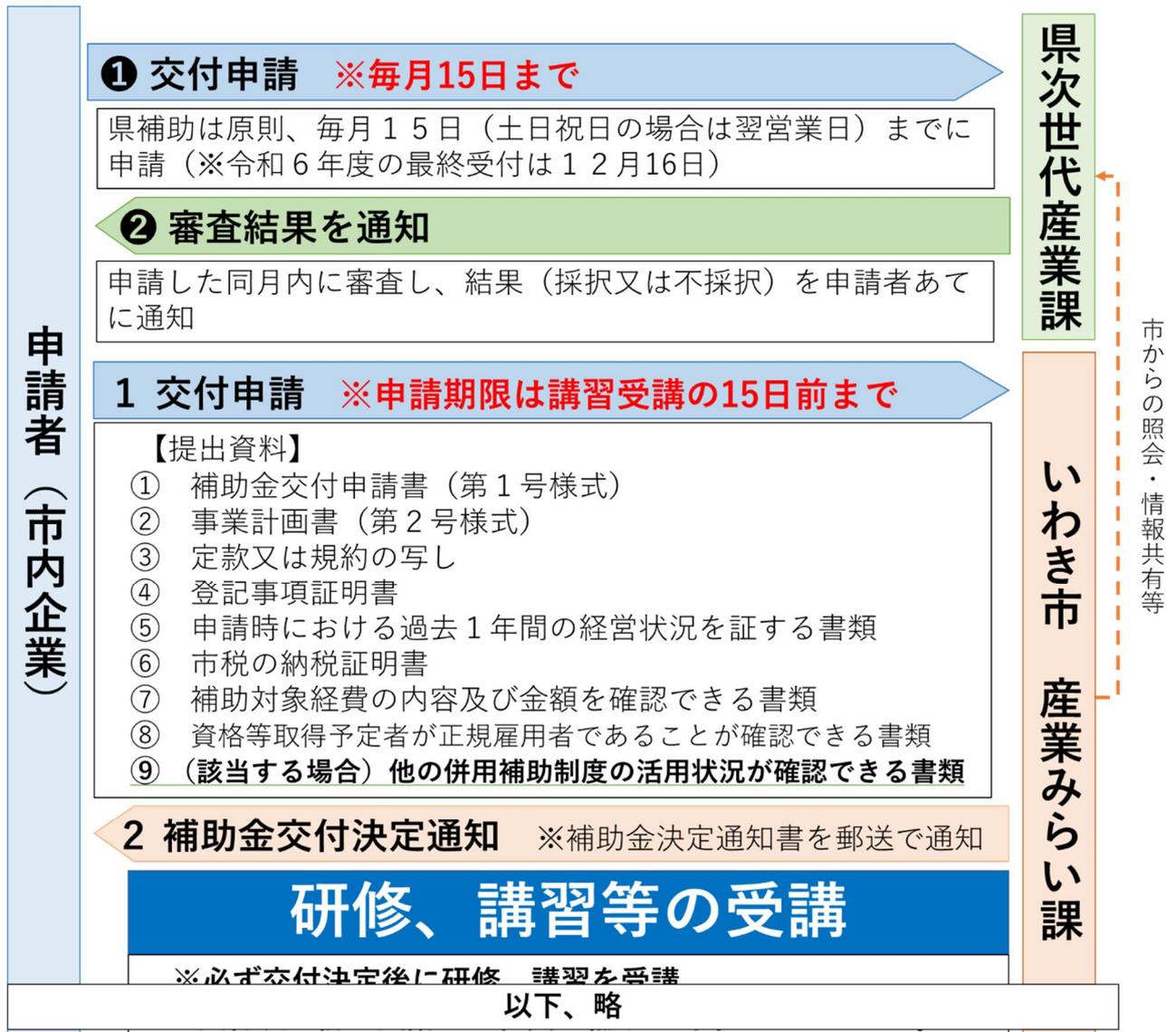
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/fukushima-saiene/mentehojokin.html>

【本補助事業の補助対象経費 イメージ】



【県補助事業との併用する場合の申請までの流れ】

県補助事業の申請を行い、結果通知取得後に、本補助申請に進むこととなります。



Q3 補助限度額は単年度内の限度額か、または恒久的な限度額か。

- A. 単年度での限度額となります。そのため、当該年度で限度額まで補助を活用した補助対象者であっても、翌年度以降は改めて申請が可能です。
(ただし、予算の範囲内で実施することから、翌年度の本補助事業の実施を担保するものではありません。)

Q4 対象経費に旅費や宿泊費に含まれるか。また、急遽受講できなくなった場合のキャンセル料は対象となるか。

- A. 旅費及び宿泊費は対象経費に含まれません。また、キャンセル料に関しても対象とはなりません。

Q5 研修等の受講後に交付申請は可能か。

- A. 研修等の受講後の交付申請はできません。事業計画を立て、事業実施 15 日前までに申請書のご提出をお願いします。

Q6 受講の結果、成績の事由等により修了が得られない、不合格等となった場合でも、受講した経費は補助の対象となるのか。

- A. 本補助では、実績報告の際に「資格等の取得等を証する書類」の提出を求めており、その内容を確認し、補助金額の確定することとしています。
そのため、理由を問わず、修了が得られない、不合格等となった場合は補助の対象となりませんのでご留意願います。

Q7 県補助事業を申請せずに、単独での本補助事業での申請は可能か。

- A. 可能です。
例えば、県補助事業の申請受付対象期間外での受講等や、当該年度の県補助事業の予算額の上限に達した場合などでも本補助制度の単独利用が可能です。

Q8 補助対象経費には、消費税は含まれるか。

- A. 公租公課（消費税・地方消費税）は補助対象経費に含まれません。

Q9 市外、県外での GWO の訓練等を受講する場合も対象となるか。

- A. 対象となります。ただし、当該受講に係る旅費及び宿泊費は対象経費に含まれないので、ご留意願います。